



JAPAN INTERIOR DESIGNERS' ASSOCIATION

65年1月号

— 目 次 —

- (1) 新しい年を迎えて……狩野理事長
- (2) 九州支部を結成
支部長に藤井湊一氏を選出
- (3) 工業デザインの保護除外か
著作権法改正の審議会
- (4) ハーマンミラー社のスライド見学
11月東京支部例会
- (5) 吉村邸・ミラー社の映画等見学
10月12月大阪支部例会
- (6) テレビ学内コンプで1等当選
川上信二氏スウェーデンで活躍
- (7) 野口氏支部委員倉林氏支部監事に
10月東京支部委員会
- (8) 定款改正東京は賛成
12月東京支部委員会
- (9) 作品100点余集る
未提出者は1月9日まで提出を
年鑑委員会
- (10) 新入会員紹会
島崎信氏ほか

資料 著作権法改正の資料

日本室内設計家協会

新しい年を迎えて

狩 野 雄 一

1964年の古い年を送り、

輝かしい1965年という新しい希望にみちみちた年をここに迎える。

又心改まるものがある。

1964年という年、それは我々協会にとつても会員諸賢にとつてもかなり多採、多忙な一年であつた。東京オリンピック開催にともなう巨大な施設の実施には会員各位が直接にも間接にも参加され、その成果は大きく歴史的に記録をすべきものである。

しかし、その反面我々は又冷静に大きな反省をもつて新しい年を迎えなければならない。

迎える年、政府は国民一般住居えの大投資を約束している我々は自己の職能をもつていかなる方法をもつて、いかなる方向に、いかに寄与すべきか、これは当協会ばかりでなく各デザイン団体共通の大きな課題ともなることであらう。

年末たまたま国際著作権の問題について関係官庁よりの呼びかけがあり、著作権も主張すべき各団体の横のまとまりの必要性も痛感した殊にデザイン関係の各団体が拾年来あり乍ら横の連絡機関のなかつたことは大いに反省すべきことである。デザイナー団体が専門的には分化しているが一方においては総合さるべき年かと考える。今年は宿願の協会事業の一環として年鑑発行も企画、着々と進行している。

新しい年に更に着実な発展を期そう。

九州支部を結成

支部長に藤井湊一氏を選出

今春の理事会の決定に、もとづき、準備中だった、九州支部の結成は、
11月21日午後4時から福岡市の旅館永淵に於て九州支部結成大会を開き
支部として発足した。

この総会には東京より狩野理事長及び山口支部長。大阪より渡辺支部長
森岡理事九州支部 坂根・藤井・白井・香月・林鈴江・坂本・幸重の
各氏が出席した。

結成総会は九州支部結成までの経過が報告されたのち、協会の歴史等につ
いて理事長の挨拶があり、支部設立のための役員選出にうつり、支部役員を
委員3 監事1と決め、役員を選出した結果

支部長	藤井 湊 一	(玉屋製作所)	
委 員	白井 一 郎	(産工試九州出張所)	総務財務担当
"	坂根 建一郎	(高島屋福岡出張所)	事業渉外担当
監 事	樋口 益次郎	(三菱造船長崎造船所)	

を選出した。

その後、定款、支部規定の説明、事業、予算について出席理事からの説明
及び質疑応答もあり、無事結成総会を終え、

尚支部の事務所は下記の通り。

福岡市 小林町 8 5

K K 玉屋製作所内

T E L (3) 1 7 6 1 ~ 3

工業デザインの保護除外か

著作権法改正の審議会

テレビや録音など報道手段の進歩や、国際的な著作権保護条約であるベルヌ条約の一部が戦后（昭和23年）ブラッセル規定として改正され、保護期間が死後50年に延長されるなどの国際的变化にともなつて、日本の著作権法も、昭和37年春以来、文部省が中心になつて改正案を立案することになり、文芸・美術家・音楽家・学識経験者・関係者等が、著作権制度審議会の構成員となり文部大臣の諮問に応じてきたが、応用美術については、ブラッセル規定で、保護すべき原則が確立されたものの、保護範囲については、関係各国の国内法規によることになつたため同審議会でもこのことが問題になつてゐる。

事務局では大阪支部渡辺支部長の連絡により、文部省、著作権課、著作権者団体協議会を訪問し調査した結果、インダストリアル・デザイン等は著作権法の保護からはずし意匠法一本にする等の動きもあり、事が重大なので、インダストリアル・デザイナー協会、クラフトマン協会と連絡をとり、著作権者団体協議会に加入し、発言の場を作るとともに今後共同して対策をたてる方針をうちだした。

尚文部省では来春四月頃までに法案を立案する予定なので、とりあえず協会の報酬規定及び契約書を提出した。

小委員会の中間報告から我々に関係ある部分をぬきだすと次の通りである。

意匠権との関係が問題

（図案・応用美術の著作に関する事項）

このことについては、その基本的な考え方について一応次のとおり結論を得た。

- ① 応用美術の著作物として保護するものの範囲については、工業所有権による保護との関係も考慮して曖昧さを残すことのないよう、できるだけ明確に規定することが適當である。
- ② 応用美術の著作物として保護する作品は、基本的には美術工芸の範囲に属するものとし、さらに、実用目的から独立してそれ自体美術的な価値あるものにも保護を及ぼすという考え方で、その範囲を検討する。
- ③ 図案については、一応絵画的要素を有するものを取りあげることとしとりあえずは、染織図案、グラフィックデザインパッケージ等について検討し、服飾デザイン・インダストリアル・デザインは当面は、検討の範囲外におくこととする。

なお著作権法による保護と意匠法等との関係に関しては、それぞれの法律による保護の要件を満たすものはそれぞれの法律によつて保護の関係が明確であるから意匠法等による保護の可能性のあるものはもつぱら意匠法等によつてのみ保護されると考えることが適當ではないかという意見および原則的には択一的保護が合理的と思われるが、その場合においては両者の適用の限界に関し詳細な技術的規定を必要とし、その点を考慮すると重疊的保護とすることもやむを得ないとする意見等があったが、この問題は両者の保護の態様の相違等について、さらに検討を必要

とし、また、応用美術の著作物の保護の範囲・態様が、権利行使の実際や産業上に及ぼす影響をも考慮する必要があると考えられるので、関係省庁担当官等、意匠法等の専門家を招いて懇談した後、さらに検討することとしている。

建築著作は主に外観を

※ 建築的著作物に関する事項

このことについては一応次のとおりの結論をえた。

1. 保護を受ける著作物について

建築的著作物として、建築に関する図面および模型ならびに建物その他の建造物を取りあげることとする。

また、保護を受ける要件としては、他の分野の著作物に関すると同様な意味において文芸・学術・および美術の範囲に属すれば足りるものとし、とくに建築的著作物に関して要件を加重する必要はないと考える。

なお、庭園は、それが建物の一部を構成する場合に限り、建物と一体をなすものとして、建築的著作物として、考慮されるものと了解する。

2. 著作権の内容について

① 設計図の著作権は設計図の複製権という意味において、当該設計図に基づいて建造物を建築することを許諾・禁止する権利を有する。

② 模倣建築は、当然に建築的著作物の著作権を侵害するものと考え

る。

- ③ 建築的著作物が公道に面して建築されている場合等に関しては、当該著作物に係る展示権、展覧権、放送権は制限されるものと考えることが適當である。
- ④ 建築所有者において必要と考えられる改造は、著作者の許諾を要せず実行できることが適當である。

なお、その場合においては、著作者は、改造等が行なわれた建造物に関し、著作者名表示を拒否する権能を有するものとする。

ハーマンミラー社のスライド等見学

11月東京支部例会

東京支部11月例会は、11月17日夜ハーマンミラー社の代理店であるモダンファニチャーセールス社で開かれ同社の秦氏の挨拶のあとスライド及び映画で同社の製品の設計動機、製作プロセスなどを拝見し大変有意義であつた。その後定款改正案について中村理事より説明があり、田中聰行氏より一部修正意見などあつて、午後9時過ぎ閉会した。尚当日は出席者が50名近くあり、御不便をお掛けした事をおわび致します。

(出席者) 井上 猛 岩瀬要三 梶 高樹 今井 滋
榎田 均 加藤昌一 宮内順治 三宅正郎
峰尾 武 森谷延周 水之江忠臣 中村圭介
西海健彦 中井太一郎 岡本賢三 坂田種男
鈴木栄二 田中聰行 高須英彦 渡辺 優
湯山武一郎 山口勇次郎
有川 勲 船戸美知子 小菅澄男 宮武佳代子
野水ユキコ 中野和枝 高沢信枝 山本ヒカル
横山紀子 佐藤雅子 村松洋雄
日立化成工業KK(安田氏他5名)
川島織物KK(木村氏)他7名、計47名

ミラー社の映画見学

10月・12月大阪支部例会

10月例会

日 時 10月24日(土) 午後3時～

国宝「吉村邸」 見学会

出席者

樋口 飯田 森岡 木村 川崎

袴田 渡辺 鍋谷 会員 外2名

当主吉村堯氏の御案内により、詳細な説明を受けた。

吉村氏は、数年前まで、実際に住んでおられ、(現在は敷地内に別居) 幼児の時の思ひ出話や、祖母の嫁入りの時のごうかな蒔絵の化粧道具等 一室をお借りして夕食をとりながら懇談した。

12月例会

日 時 12月14日(月) 午後3.00～

ハーマン・ミラー社の映画による研究会

場 所 竹中工務店 設計部会議室

出席者 依田 袴田 池本 松宮 木村 渡辺

常持 川村 村尾 飯田 会員外10名

16mm カラー・トーキー5巻、イームズ自作の、自宅の紹介、とおもちゃのパレードは興味のあるものであった。

終了後、年鑑、作品提出、月例のあり方等につき討論した。

テレビ学内コンペ1等当選作発表される

スエーデンで活躍の川上信二氏

ストックホルムに留学中の川上信二氏より次の様な手紙が豊口氏あてに
参りました。

※ ※ ※ ※ ※

オリンピックも終り、何かやつと落ち着いた世情かと思いますが、最近の
デザイン界は如何ですか？ 今年も来瑞されるデザイナーの人達から噂は
聞きますが、何んとなく日本が遠くなつていく様です。日本のテキスタイル
やらインテリアデザインを考える時、デザイナー自体にも今後乗り越
えなければならない問題を多く抱えていると思いますが、建築テキスタイル
、インテリアの結びつきがこちらでは全く当然のことになっているの
を見ると日本でどの様にその溝を埋めていくのかとまどつてしまいます。
それでもここ3〜40年の北欧の歴史を見てみると彼等の努力も大変だつ
た様です。しかし矢張り根本には大衆との密着と指導者の理想主義的な一
貫したリードが大きい様です。何れにしても北欧には、バウハウス運動の
影響が急激にはなかったと云いますが、ここの民芸品から現在のデザイ
、迄を見ているとそれも解ります。勿論今の学生は機能主義を如何に乗り越
えるかという問題意識はもっていますが、それも夫々に自分達の住生活が
何時もバックボーンになっている様です。そんなときなど日本の深い溝を
考えて悩んでしまいますが日本には日本の解決がある筈だし、日本の特殊
社会に必然的に生れるデザインもあると思います。当分はこの発見に時間
がかかるでしょうが……………。

最近のこちらの話題としては、9月のデザイン祭で今年の主なデザイン展は終わりましたが、現在市場で安定している製品に特に変動をもたらした様なものはありませんでした。

リンドベリーの壁かけのプリント地や、グスタフスベリーのストーンウエヤーで1・2点新しい傾向のものが出た事、又家具で曲木のコンペ入賞作品の展示があつて仲々味のある曲木椅子が見られた事が特に目だつ事でしょう。その他7月にストックホルムの南300軒位の所で64年の総合展がありましたが、晴海に較べればそう驚く程もない規模でした。

しかし、水準は格段の差があつた様です。最近余りこちらの製品に刺激を感じなくなつてしまいましたが、それでもやはり日本では見られない良質のものばかりです。ここでストリートファニチャーのコンペ入賞の発表もありましたが、そう感心したものではありませんでした。しかしこのファニチャーを置くべき都市計画が相当に出来上つているこの国を考えてみるとやはり日本でみるこの種の展示会のものとは違つた厚みを感じさせます。

ここでは北欧四国出品のビラの展示がありましたが、デンマークのモーゲンセン、フィンランドのアルトー、スウェーデンのリナ、ラーション、夫々国柄の違いがはつきりして興味がありました。やはり総合的なものになると、アルトーの素晴らしさは段違いです。

その他64年のムード展という様なもので室内展示をやつたり、デンマークの家具展示場、日本の日展工芸の様なFORM FANTASYと言つた工芸総合展など色々ありましたが、最近の私達にとっては危険な事に余り刺激を受けなくなつてしましました。質もデザインも良く見れば相当高いものなのですが、造型的に刺激のある傑作を望み過ぎるのかも知れ

ません。しかし、そんな傑作は1人のデザイナーが一生に何点しか出来るものではないのは解り切った事です。デザインにいては、そう欲ばっても仕方ない事でしょう。SVENSK FORMにしても殆んど毎日見ていると麻痺してしまう様です。時折腰を落着けてこのデザインの背景など考え直しながら改めて見たりしています。

次に雑誌FORMの6号64年で日本特集をやり、篠田桃紅、渡辺力、柳宗理といった人達の作品と人も紹介され、特に親しみをもつてこの人達に読まれた様です。デザイナーや学生は殆んど何か日本のものを家に飾ってあり、何か大切にしています。余程魅惑のある国を感じているのでしょう。日本のデザイナーの仕事が紹介される事は、そんな雰囲気の中で、日本を非常に現実的に見せる事に役立っている様です。オリンピックもそんな点ではずい分新しい知識を得た様です。施設なども盛んに感心してみせますが、外観は何の変哲もない建築ばかりでもインテリアの充実した北欧の人達には相当に不思議な建物が多かった事でしょう。

さて、学内コンペ等の私のTVがいよいよ先週から市場に出ました。(ここではTV-MOBELといって家具に属している様です。)会社はLUXORといい、一流ですが余り、デザインポリシーの高い会社ではありません。今回は相当思いきって学生にやらせたというところでしょう。オリジナルのデザインは、19"用でしたが、23"が市場性があると云う事でその様に変更されました。そして、この製品はSVENSK FORMにデザイナーの名前入りで展示されています。SVENSK FORMはスエーデンのグットデザインセンターなので、ここに何か作品が常置されることを夢の様に思っていたのですが、実際置かれてみると妙な感じです。この次は是非家具が市場に出ればと思いますが、仲々そううまくはいかな

いでしょう。何といつても外国人である事は仕事が難しい様です。（後文略） 川 上 信 二

注： T Vの写真と，報道された新聞の切抜きも同封されていました。

川上氏の住所は の通りです。

Shinji Kawakami

c/o M. Johnson

upplandsgatan 8 1v

STOCKHOLM Va, SWEDEN

野口寿郎氏支部委員・倉林益太郎氏支部監事に

10月東京支部委員会

定款改正案の賛否投票、年鑑選考委員について、又、かねてより、申出ておられた松村勝男氏の理事及び支部委員の辞任を受理しましたので、その後任の理事・支部委員の選出等審議しました。

10月29日

於：川島織物事務所

(出席者) 岩瀬要三 坂田種男 榎田 均 竹内 篤

渡辺 優 長 大作 中村圭介 山口勇次郎

岡本賢三

1. 松村勝男氏の後任の理事・支部委員を、又故中村富夫氏の後任支部監事を次の通り決定し承諾を得ました。

理 事 白 石 勝 彦

支部委員 野 口 寿 郎

支部監事 倉 林 益 太 郎

2. 定款改正案賛否投票について

改正案の説明会を11月17日とし、投票〆切日を11月25日とする。投票用紙は委員会で管理する。

3. 年鑑選考委員

選考委員は年鑑委員会の推選により、次の方々に依頼しました。

(東京支部関係)

長 大 作

水 谷 文 平

渡 部 安 吉

榎 田 均

水之江忠臣

野 口 寿 郎

倉林益太郎

中井太一郎

鈴木富久治

佐々木達三

新庄 晃

竹内 篤

岩瀬要三

白石勝彦

坂田種男

定款改正 東京は賛成

12月東京支部委員会

12月8日

於：川島織物事務所

(出席者) 狩野雄一 豊口克平 山口勇次郎 中村圭介
竹内 篤 渡辺 優 梶 高樹 岡本賢三

1. 九州支部結成の報告

東京支部、大阪支部から狩野理事長以下3名出席して11月21日に九州支部を設立しました。(別項参照)

2. 定款改正案の開票について

この投票は、九州支部結成の前に依頼してありますので、東京支部所属の九州地区の会員も含め、正会員96名に投票用紙をくばりました。その結果、投票者総数は75名でした。

開票の結果、次の通り反対の項目がありました。

才19条(役員の任期)----- 反対者2名

才35条(会議の運営)----- " 1名

才39条(本部会計)----- " 1名

才47条(定款の変更)----- " 1名

なお反対項目もありますが各条とも支部会員の $\frac{3}{4}$ 以上の同意を得ましたので大阪支部の結果を待つて理事会で決議する事になりました。

3. 年鑑について

今までに提出された写真では、まだ、たりませんので、〆切日を
延ばし、もう一度未提出者に通知をする様決定した。

作 品 100点余集る
未提出者は1月9日まで提出を
年鑑委員会

年鑑発行のための写真提出者は11月30日の〆切日まで東京支部で26名、約100件提出されています。

提出写真の内容を分類しますと次の通りです。

インテリア部門

船 舶 内 部	5 件
店 舗 内 部	2 "
住 宅 内 部	9 "
公共建築物内部	2 "

家 具 部 門

椅 子 類	49 件
テーブル デスク類	8 "
棚 類	5 "
セ ッ ト 類	6 "
会場 デイスプレー部門	5 "
照 明 器 具	6 "
そ の 他	1 "

なお、12月8日の委員会で会員からの写真提出日を1月9日迄と延期し、その〆切早々に選考に入る予定です。

尚大阪支部でも5人の提出があつた。

新 入 会 員 紹 介

正会員

島崎 信 (MACOTO SHIMAZAKI)

昭和 7 年 6 月 2 5 日 生

東京芸術大学の図案科を卒業，デンマーク国立芸術大学の建築科 コペンハーゲン工業技術大学の木材工芸科を修業し，帰国後，東横，白木屋店の商品企画室に勤務し，39年2月から白木屋のマーチャンダイジングセンターの仕事の外，39年4月から武蔵野美術大学のインテリアデザイン担当の講師もしておられます。

提出作品は天童木工展で出品依頼されたティーテーブル，スツール，ゴルフクラブのインテリアと個人別荘一切のデザインの作品が提出されました。

又「デザイン」「New Interioria」「商店建築」等の誌上にデザインについて発表されている。

推薦者である狩野雄一，大泉博一郎の両氏は，「数年の海外における研修生活を経て，広い範囲のデザイン活動をされ，将来一層良いデザイン活動が期待出来る人と思う」と推薦しています。

現 在 所 —— 神奈川県川崎市大宮町 1. 公団住宅 3 ～ 5 0 6

勤 務 先 —— 株 式 会 社 東 横 白 木 屋 店

マーチャンダイジング・センター

TEL (211) 0511

内線 431

準 会 員

小 菅 澄 男 昭和 1 7 年 4 月 3 日 生

県立神奈川工業高校の木材工芸科を卒後、K・K 東横に勤務し、39年4月より、原好輝デザイン事務所に勤めておられます。第3回天童コンペに入選しました。

推薦者の原好輝氏は「デザイン感覚がよいだけでなく、デザイナーの立場・責任を良く知っていて地味に努力をしていて、実践派として期待している」と述べています。

現 住 所 神奈川県横浜市港北区恩田町 4 9 9 9

勤 務 先 原好輝デザイン事務所 TEL (4 0 2) 3 9 3 0

長 沢 精 一 郎 昭和 1 2 年 1 2 月 1 2 日 生

千葉大学木材工芸科を卒後、39年2月迄K・K 東横白木屋店に勤務され、現在森京介建築設計事務所設計部において活躍されています。狩野雄一氏は、森京介建築事務所が、インテリアに積極的に意欲を示しており、その方面の担当者として有望な人であると推薦されています。

現 住 所 世田ヶ谷区成城町 5 2 6 TEL (4 1 6) 3 8 8 8

勤 務 先 森京介建築設計事務所 TEL (3 8 6) 3 1 9 2

内線 5 3 ~ 5 5

佐藤雅子

日本大学芸術学部美術学科を卒業の後、西部百貨店のハウジングセンターに勤務されています。

推薦者は佐藤守男氏です。

現住所＝中野区鷺の宮3～17小川方 TEL (386) 3265

勤務先＝西武百貨店ハウジングセンター TEL (981) 0111

内線 2676

山田英子

福岡県立大川工業高校工芸科を卒業し、福岡市内のK.K 玉屋製作所設計課に勤務されています。

推薦者は山口勇次郎氏

現住所 福岡市那珂本町沼口のの4組

勤務先 K.K 玉屋製作所 TEL 福岡 (3) 1761～3

著作権法改正の資料

1 ベルヌ条約ブラッセル規定の改正要点

（ローマ規定に対する主なる改正点）

ベルヌ条約が昭和23年にブラッセルで改正されたが、わが国は昭和3年にローマで改正されたローマ規定に加入したままであるので、以下条文の順にブラッセル規定における改正の要点について述べる。

（1）保護を受ける著作物

文学的および美術的著作物として保護を受ける著作物の列挙規定の中に、「映画の著作物および映画に類似する方法で得た著作物」、「写真的著作物および写真に類似する方法で得た著作物」ならびに「応用美術の著作物」を入れた（第2条第1項）。

ローマ規定では、これらの著作物については、第二条第一項の列挙規定には含めないでそれぞれ別に規定している。

すなわち、映画の著作物については、ローマ規定では、「活動写真的製作物は著作者が著作物に独創的性質を与えたる時は文学的または美術的著作物として保護せらる若し此の性質を欠くときは活動写真的製作物は写真的著作物の保護を享有す」（第14条第2項）とあつたが、ブラッセル規定はこの条項を削除して、第2条第1項の中に追加した。このことは、映画の著作物はすべて文学的又は美術的著作物として、独創性の有無による保護の差異を排除したわけである。

写真的著作物については、ローマ規定では、「本条約は写真的著作物及び写真術と類似の方法を以て作りたる著作物に之を適用す……」

(第3条)とあつたが、ブラッセル規定ではこの条文を削除して、第2条第1項の中に追加した。このことは、写真的著作物を第1義的に文学的および美術的著作物であるとして一般的保護の中へ導入したわけである。

応用美術の著作物については、ローマ規定では、「工業に応用せられたる美術的著作物は各国の国内法の認むる限り保護せらるべきものとす」(第2条第4項)とあつたが、ブラッセル規定ではこの条項を削除して、「応用美術の著作物」を第2条第1項の中に追加した。このことは、応用美術の著作物も文学的および美術的著作物として保護の平等が獲得される原則を定めたものである。もつとも、第2条第5項の追加によつて、「応用美術の著作物ならびに工業的の意匠およびひな型に関する法律の適用の範囲と右の著作物、意匠およびひな型の保護の条件とは、同盟国の法令の定めるところによる。本国においてもつばら意匠およびひな型として保護される著作物は、他の同盟国では、その国において意匠およびひな型に与えられる保護しか要求できない」としている。

(2) 編集著作物

ローマ規定では簡単に掲げられていた編集著作物について(第2条第2項)、ブラッセル規定では、素材の選択または配列によつて知的創作物を構成する編集物についての条項を設けている(第2条第3項)。

(3) 条約による著作物の直接的保護の原則と保護を受ける

者の範囲の明示

ローマ規定では、「同盟国は前記著作物の保護を確保すべき義務を有す」(第2条第3項)とあつたが、ブラッセル規定では、この条項

を削除し、代って新しく「前記の著作物は、すべての同盟国において保護をうける。右の保護は、著作者およびその権利者の利益のために行なわれる」（第2条第4項）と定めた。この新設の規定の前段は、条約に直接基礎を置く保護を確保するものであり、後段の規定は、保護を受けるものの範囲を明示したものである。

（4）人 格 権

ローマの規定では、著作者の人格権は生存者の権利として規定されているが（第6条の2）、ブラッセル規定では、著作者の死後少なくとも財産的権利が消滅するまでは存続するものとしている（第6条の2第2項）。

（5）保 護 期 間

ローマ規定では、一般的保護期間を原則として著作者の生存間およびその死後50年としながらも、これより短い期間を定めることも認めているが（第7条第1項・第2項）、ブラッセル規定では、一般的保護期間については、死後50年より短い期間を認めていない（第7条第1項・第2項）。ブラッセル規定では、また、無名または変名の著作物に関しても著作者の死後50年としている（第7条第4項・第5項）。

（6）放 送 権 お よ び 放 送 の 録 音

文学的および美術的著作者の放送権に関して、ローマ規定では、ラジオ放送の場合だけを規定し、また省略的な原則しか定めていなかったが、（第11条の2第1項）、ブラッセル規定は、テレビジョン放送も含ませ、また詳細な規定を設けた（第11条の2第1項）。さらにブラッセル規定では、ラジオ放送された著作物の録音、ラジオ放送

機関による一時的記録の制度、公の記録保存所への保存に関して新たに規定を設けた）第11条の2第3項）。

（7）朗読権

ブラッセル規定は、文学的著作物は、その著作物の公の朗読を許可する排他的権利を享有することを明らかにした。

（8）録音権および録音物による公の演奏権

ローマ規定では、音楽的著作物の著作物は、音楽的著作物のレコード等の録音物への録音およびその録音物による公の演奏について、原則的に権利を認めていたが、この権利に関する留保および条件を各国に関する限りその国の国内法で定めることができることにしていた（第13条第1項、第2項）。ブラッセル規定は、この点に関し重要な改正を加え、この種の権利に関する留保および条件をその国に関する限り国内法で定めることはできるが、ただし、権限のある官憲が合意のない場合に定める公正な補償を受ける著作物の権利を、いかなる場合にも害することはできないとした。

（9）追索権

ブラッセル規定は、新たに美術的著作物および原稿に関して追索権の規定を設けた（第14条の2）。すなわち、美術的著作物の原作品ならびに作家および作曲家の原稿に関して、著作者—またはその死後は、国内法令が資格を与える人もしくは団体—は、著作者が最初にその著作物を譲渡した後のその著作物を目的とする売買に利害関係をもつという譲渡不能の権利を享有するという規定を設けた。ただし、この保護は、同盟の各国において、著作者の本国の法令がこの保護を認める場合にのみかつ保護が要求される国の法令が認める限度において

のみ、要求することができるとしている。

(10) 条約の解釈または適用に関する紛争

ブラッセル規定は、条約の解釈または適用に関する同盟の2または数国間の紛争で、交渉によつて解釈されないものについて、国際司法裁判所に決定のため付託されるという規定を新設した（第27条の2）。

(11) その他

その他、ブラッセル規定は、公文書の翻訳に与える保護、公にした著作物の本国、同時発行とみなされる期間、公にした著作物の意味、不動産と一体をなす著作物の本国、著作者の生存中の人格権、保護期間の起算時、新聞紙および定期編集物の記事の短い引用、教科用に供する発行物等のための引用抜粋の場合における出所の明示、写真、映画またはラジオ放送による時事の事件の報告の場合における著作物の断片の記録等、演劇的、楽劇的および音楽的著作物の公の上演、演奏その他の公の伝達、翻案権、映画化および映画的作品、著作者であることの推定等のことに関して、規定を整備した。

2. ブラッセル規定に加入するには国内法のどのような改正

が必要か

ブラッセル規定に加入するとすれば、国内法の改正が必要であるが、検討すべき主なる事項は、次のとおりである。

(1) 保護期間

ブラッセル規定によれば、著作物の一般的保護期間（著作者の生前に公表した著作物の保護期間）は、最低、著作者の生存期間およびその死後50年としており、無名または変名の著作物に関しては公にさ

れた時から50年、遺書（死後公表著作物）に関しては著作者の死後50年としている。これらの保護期間は、いずれも同盟国の義務を規定したものである。

わが国の著作権法は、先般の一部改正により、当分の間、一般的保護期間は著作者の生存間およびその死後33年間、無名または変名著作物に関しては発行または興行の時から33年、死後公表著作物に関しても発行または興行の時から33年となっているので、ブラッセル規定に加入するとすれば、国内法の改正が必要である。

次に、ブラッセル規定は、映画の著作物、写真的著作物、応用美術の著作物の保護期間に関しては、同盟国の国内法にまかせており、団体名義の著作物については規定がない。これらの著作物の保護についても総合的に検討する必要がある。

(2) レコード等の録音物による公の演に関する音楽的著作物の著作者の権利

ブラッセル規定は、音楽的著作物の著作権は、①機械的に複製する機器による音楽的著作物の録音および②このように録音した著作物の右の機器による公の演奏を許可する排他的権利を享有するとし、この権利の適用に関する留保および条件は、その国に関する限り同盟の各国の法令で定めることができるとしているが、ただし、この種の留保および条件は、権限のある官憲が合意のない場合に定める公正な補償を受ける著作権の権利を、いかなる場合にも害することはできないと規定している。

わが国の著作権法は、前記①の音楽的著作物の著作者の録音権は、留保もなく認めているから問題はないが、前記②の録音物による公の

演奏権については、わが国だけでも云える特殊な規定がある。すなわち、わが国の著作権法は、音を機械的に複製するの用に供する機器に著作物の適法に写調せられたるものを興行または放送の用に供することは、偽作とみなされない（著作権侵害とみなさない）。この場合においてはその出所を明示することを要としている（同法第30条第1項第8号、同条第2項）。つまり、レコード等の録音物に写調された歌詞・楽曲の著作権者は、そのレコード等を興行または放送の用に供するについては、原則は著作権者として権利を有しているのであるが第三十条第一項第八号の規定によつてこの原則をはずして自由に利用できる、ただし出所は明示することを要するとしているわけである。

ブラッセル規定に加入するとすれば、このようなレコード等の二次的使用の場合に、少くとも合意のない場合は権限のある官憲が定める公正な補償を受ける著作権者の権利を保障することが必要である。

（3）放送に関する著作権者の権利

ローマ規定では、文学的および美術的著作物の著作権者の無線放送に関する権利を規定していたが、ブラッセル規定は、ラジオ放送のほか、テレビジョン放送等についての著作権者の権利も掲げ、また、ラジオ放送された著作物の原通信者以外の機関が行う有線または無線の公の通信およびラジオ放送された著作物の拡声機等による公の通信を許可する権利についても定めて、規定を整備している。わが国の著作権法は、文芸、学術若しくは美術（音楽を含む）の範囲に属する著作物の著作権者は、その著作権は、その著作物の無線電話による放送を許諾するの権利を包含すると規定しているが、ブラッセル規定の対比においては放送権に関する規定をさらに整備する必要がある。

次に、ブラッセル規定は、ラジオ放送機関が自己の手段をもつてかつ自己の送信のために行う一時的記録（録音等）の制度およびこの記録が資料として特別の性質を持つことを理由としてこれを公の記録保存所に保存することができるという制度を採用し、これを同盟国の国内法令にまかせているので、こうした制度についても検討する必要がある。

（４） 応用美術の著作物

ブラッセル規定は、応用美術の著作物を保護を受ける著作物の例挙規定中に導入し、応用美術の著作物を保護すべきことを同盟国の義務としているが、応用美術の著作物ならびに工業的の意匠およびひな型に関する法律の適用の範囲と右の著作物、意匠およびひな型の保護の条件とは同盟国の法令の定めるところによらし、本国においてもつばら意匠およびひな型として保護される著作物は、他の同盟国では、その国において意匠およびひな型に与えられる保護しか要求できないとしている。従ってブラッセル規定に加入するとすれば、文学的および美術的著作物として保護する応用美術の著作物の範囲、その保護期間等について、また著作権法と意匠法との関係等について検討する必要がある。

（５） そ の 他

① 追求権

ブラッセル規定は、美術的著作物の原作品ならびに作家および作曲家の原稿に関して、著作権—またはその死後は、国内法令が資格を与える人もしくは団体—は、著作者が最初にその著作物を譲渡した後のその著作物を目的とする売買に利害関係をもつという譲渡不能の権利を享有すると規定しているが、この制度を採用するかどうかは同盟国の国内法令にまかせている。わが国には、この追求権の制度はないが

欧州諸国ではこの制度を採用している国もあり，この制度についても検討をしておく必要がある。

② その他

その他，映画的作品，写真的作品，編集作品，作者の生存中および死後における人格権，本人を明示する場合の変名，時事の事件の報道，文学的作品の公の朗読等のことに関し，ブラッセル規定は作者の権利を明確化する等の意味で整備しているのでこれらのことに関する国内法の規定の整備が必要であろう。

日本室内設計家協会

東京都港区芝田村町5の15 今成ビル内

TEL (431) 4 9 0 3

振 替 東 京 7 6 3 8 9